

球技場基本使用料 ～令和8年3月31日まで

区分		金額					
		早期	午前	午後	全日	延長	
		6時30分～8時30分	9時～12時	13時～16時30分	9時～16時30分		
入場料金を徴しない場合	平日	2,080	3,130	3,660	6,790	510	
	土曜日、日曜日及び祝日	2,610	3,920	4,570	8,490	640	
入場料金を徴する場合	営利を目的としないとき	平日	9,420	14,130	16,500	30,630	2,350
		土曜日、日曜日及び祝日	11,780	17,670	20,610	38,280	2,940
	営利を目的とするとき	平日	28,280	42,420	49,500	91,920	7,060
		土曜日、日曜日及び祝日	35,350	53,020	61,860	114,880	8,830

※市内に住所を有しない個人または市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、**基本料金の1.5倍**となります。

球技場基本使用料(改定後)令和8年4月1日～

区分		金額					
		早期	午前	午後	全日	延長	
		6時30分～8時30分	9時～12時	13時～16時30分	9時～16時30分	21時を超える30分につき	
入場料金を徴しない場合	平日	3,120	4,690	5,490	10,180	760	
	土曜日、日曜日及び祝日	3,910	5,880	6,850	12,730	960	
入場料金を徴する場合	営利を目的としないとき	平日	14,130	21,190	24,750	45,940	3,520
		土曜日、日曜日及び祝日	17,670	26,500	30,910	57,410	4,410
	営利を目的とするとき	平日	42,420	63,630	74,250	137,880	10,590
		土曜日、日曜日及び祝日	53,020	79,530	92,790	172,320	13,240
入場料金を徴しない場合	平日	6,240	9,380	10,980	20,360	1,520	
	土曜日、日曜日及び祝日	7,820	11,760	13,700	25,460	1,920	
入場料金を徴する場合	営利を目的としないとき	平日	28,080	42,210	49,410	91,620	6,840
		土曜日、日曜日及び祝日	35,190	52,920	61,650	114,570	8,640
	営利を目的とするとき	平日	84,240	126,630	148,230	274,860	20,520
		土曜日、日曜日及び祝日	105,570	158,760	184,950	343,710	25,920

※市内に住所を有しない個人または市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、**基本料金の1.5倍**となります。

球技場附属設備使用料 ～令和8年3月31日まで

区分		金額
放送設備	一式	1,050
テント	1張	310
机	1個	50
椅子	1個	20

球技場附属設備使用料(改定後)令和8年4月1日～

区分		金額
放送設備	1式	1,570
テント	1張	460
机	1個	70
椅子	1脚	30
ソフトボール器具	1面	460
野球器具	1面	460
電源	1kw	300
手動式得点掲示器	1個	70